提出先: 役場税務住民課

## 相続人代表者指定(変更)届(兼固定資産現所有者申告書)

令和 年 月 日

<b>7</b> 12 m . F		1		r_D.	136
桑折町長	髙	橋	官	博	様
<del>Ж</del> 1Л 🖽 I IX	1001	716	=	1	1240

T叫	も 間	日		怺	ŧ										
申請人	相続丿	人代表 听有者			<u>住</u>	所	<u>-</u>								
	(96/)	1137	1/		ふり	がな									
					氏	名									(II)
					生年		日:	明•	大•瞃	召•平	<u>.</u>	ź	F	月	日)
									(	TEL		_		_	)
			1	固人	、番号	汉	は法	人番	号						

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第9条の2第1項(地方税法施行令第2条第6項)の規定に基づき、上記のとおり指定しましたので届け出ます。また、地方税法第384条の3に定める「現所有者」を桑折町税条例第74条の3の規定に基づき、この代表者とすることをあわせて申告します。

	ふりがな					
被 相 続 人	氏 名					
	(生年月日)		(明•大•昭•平	年	月	日)
	住 所					
	死亡年月日					
代表	氏名(自署または記名押印)	被相続人 との続柄	住	所		備考
	印					
の相						
	印					
(現所有者)	印					
者)	印					
相続登記の有無(○で囲む)		完了(令和	口 年 月 日登記	L済) • 申請	青中 •	未定

※登記簿の名義を変更するにはこの届とは別に法務局への登記申請が必要です。

※提出後に相続人代表者および相続人に変更が生じた場合は、ご連絡ください。

<裏面もご覧ください>

## 提出にあたっての注意

提出にあたっては、番号法の規定による本人確認のため、個人番号の確認及び身元確認 が必要となります。

- ① 申請人(相続代表者)が役場に提出する場合
  - →「個人番号(マイナンバー)カード」、または「個人番号確認書類」と「身元確 認書類の原本」を提示願います。
- ② 代理人が役場に提出する場合
  - →「委任状」及び代理人の「身元確認書類の原本」の提示及び申請人(相続代表者) 本人の「個人番号確認書類の写し」が必要となります。
- ③ 郵送による提出の場合
  - →申請人(相続代表者)の「個人番号(マイナンバー)カードの写し(両面)」、または「個人番号確認書類の写し」及び「身元確認書類の写し」を添付願います。

## 【「個人番号確認書類」と「身元確認書類」の組み合わせ】

個人番号確認書類	身元確認書類			
・個人番号(マイナンバー)カード <b>※個人</b>	番号確認と身元確認を兼ねる			
・個人番号記載の住民票 ・個人番号通知カード ※記載事項が住民票に記載されている内 容と変更のない場合のみ	氏名・ ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券(パスポート) ・身体障害者手帳 など			
	・身体障害者手帳 など   〈2点以上で確認可能( <b>顔写真なし</b> )〉   ・公的医療保険の被保険者証   ・年金手帳   ・住民票   ・住民票記載事項証明書 など			

## 事務処理欄

宛名番号	処理対象				
( ) ( ) ( )	町民 ・ 法人 ・ 固定 ・ 国保 ・ 軽自 ・ 滞納				
相続人代表者変更届の場合、前届出者に以下について確認					
前相続人代表者の了承	可 口 否 口				
他の相続人の了承	可				